

○日本育英会放送規程

昭和43年 5月15日

達第529号

(総則)

第1条 この規程は、日本育英会事務所管理規程第11条の規程にもとづき、事務所に設置の放送設備の管理に必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 放送室は、総務部庶務課内に設置する。

(承認の方法)

第3条 放送は、所定用紙(別記様式)に放送内容を記入し、管理者に提出して承認を受けなければならない。ただし、緊急を要する場合は電話または口頭をもつてすることができる。

(放送内容)

第4条 放送の内容は、次の各号の一に該当するものに限るものとする。

- (1) 会内に伝達を要する指示、命令
- (2) 会議の招集またはその連絡
- (3) 福利および厚生に関する連絡
- (4) その他放送を要するもの

(放送時間)

第5条 放送は、次の時間内に行なうものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

9時30分～10時

15時～15時30分

(受付ならびに記録の保管)

第6条 放送の受付ならびに放送記録の保管は、庶務課庶務係が担当する。

附 則

この規程は、昭和43年 5月15日から施行する。



別記様式